

追 加 資 料
施設部・産業観光部
令和7年12月10日

柴又川甚まちなみ館改修工事の検査未了事態について

施設整備担当課

観光課

1 概要

標記改修工事（令和6年第三回定例会議決 議案第77号、工期：本年11月28日）について、現時点においても工事目的物の安全性の確認ができていないため、完了検査が実施できず、同館の開館準備ができない状態にある。このため、これまでの顛末と今後の対応について報告するもの

2 事態の経緯

- (1) 令和6年3月29日 建築基準法第18条第2項に基づき計画を、葛飾区建築課に通知し、同年4月18日に確認済証が交付された。
- (2) 同年10月10日に次のとおり、（仮称）葛飾区柴又地域観光拠点施設改修工事請負契約を締結した。

工事件名：（仮称）葛飾区柴又地域観光拠点施設改修工事

工事場所：葛飾区柴又七丁目19番14号

工 期：令和6年10月11日から令和7年11月28日まで

契約金額：781,000,000円

受 注 者：株式会社トヨ一富士工

工事内容：内装改修工事、外壁改修工事、屋上防水改修工事、増築工事、外構工事、昇降機設備工事

- (3) 工事請負契約における設計図書の一部に（1）の計画図と整合していない図面があった。受注者はこれを基に、新設梁承認図、アルミ製カーテンウォール、鉄骨工事胴縁承認図を作成した上で、各々区に承諾願とともに提出し、区の監督員がこれの欄外に押印をした。この行為が法的に承諾にあたるかは現在調査中である

る。

- (4) 令和7年11月22日、建築基準法検査の提出書類を確認作業中において、カーテンウォールや1階庇の取り付け方法が（1）の計画図と整合しないことに気づき事案が発覚した。
- (5) 以上の経緯から、現在、現場と（1）の計画図とが一致しておらず、建築基準法検査及び完了検査が実施できていない。

3 区の考え方

区民が期待をしている施設であり、必要な安全性の確認を行い、手続きを進めながら可能な限り速やかに施設の供用を開始する。

4 検査未了事態にともない発生する可能性のある主な影響

- (1) 柴又川甚まちなみ館開館時期
(2) 指定管理者指定期間
(3) 柴又川甚まちなみ館の什器等の買入れ契約



(案内図)



(柴又川甚まちなみ館パース)